

「就職と希望進路の変更パターンの関係について—希望進路変更が及ぼす影響とそれでも進路を変える理由」(鶴田)は、高校在学中の全期間にわたる1年時点から3年時点にかけての進路決定過程を分析した。高校生全体では、希望進路の変更はあまり行われておらず、ほぼ半数近い生徒が希望進路をまったく変更していない。希望進路の変更回数も平均は0.90であり1回を下回る。希望進路の変更は高校1年から高校2年の間である場合が多く、約3割ほどの生徒が進路を変更するが、その後時間の経過とともに希望進路を変えなくなる傾向がある。ただし、それでも高校3年夏から冬の間に1割ほどの生徒が進路変更している。就職希望の生徒にとっては、進路変更は内定の獲得にマイナスの影響があるという結果が得られた。高校3年夏から冬の間に就職から他の進路に変更した生徒には、「良い就職先がない」「希望する求人が少ない」「就職試験に失敗した」などの理由が多く、変更先は「フリーター」が最も多い。

「専門・各種学校進学者の特徴と職業意識—一貫型・模索型に注目して」(長尾)は、専門・各種学校進学希望者を詳細に分析した。進路選択過程が高校1年以来一貫している専門・各種学校進学者を一貫型、他の進路希望を持ちながら専門・各種学校進学を最終的な進路とした者を模索型として区別し、どのような要因がこれら2つの型の違いに関連があるかを分析した。学科、成績、勉強時間、進路活動は、2つの型の間で違いがみられないが、模倣型は勤労観が乏しい傾向があり、フリーターなど相対的に不安定な就労に流れやすいと考えられる。

「高校生の大学進学希望のマルチレベル分析—学校タイプの影響に着目して」(朴澤)は、4年制大学進学希望が学校タイプと生徒の属性にどのような影響を受けているかを分析した。階層線形モデルを用い、高校生調査と高校調査のデータを合体し分析した結果、大学進学希望率は学校タイプ(普通科進学校、普通科非進学校、専門高校など)によって大きく異なる。生徒の属性では、女子の方が男子より、高校1年生当時に進学を希望していた生徒の方が希望していなかった生徒より進学希望が高く、学校外学習時間が長いほど、学校の成績が良いほど進学希望が高くなる傾向がある。さらに学校外学習時間の学校平均も、生徒の進学希望に影響を与えている。

「高校生の進路決定—意図せざる結果としてのフリーター」(松澤)は、卒業後の進路としてフリーターを選択したものが、自ら望んだ結果フリーターを選択したのか、意図せざる結果としてフリーターを選択せざるを得なかつたのかを考察した。高校在学中の進路希望の変遷を分析すると、進路希望をフリーターとする者の多くは、高校3年の後半にその進路を決定することが明らかとなった。このことは、他の進路を希望しながらそれが実現

することができずにあきらめて仕方なくフリーターを選択したという様相が推察される。大学進学者や就職者は一貫して進路を変えない者が比較的多いのに対し、フリーターを一貫して希望している者は少なく、ほとんどの生徒がフリーターに強い希望をもっていなかったことを示唆している。

「1人1社から複数応募へ—就職慣行の変化とそれがもたらしたもの」（鶴田）は、平成14年度から始まった複数応募・推薦を可能にする就職慣行の見直しの動きに対する意見を分析した。慣行見直しに対する意見として「生徒の選択肢・応募機会の拡大を歓迎」など肯定的な回答をしているのは、一部を除き、実際には就職者があまりいない普通科進学校の場合が多い。就職希望者のいる学校ではむしろ慣行の見直し・変更にもかかわらず、実際の就職斡旋では「複数応募を可とする求人が少ない」などの理由で「ほとんど影響がなかった」という意見が多い。複数応募を通じた応募機会の拡大による効果については疑問視する学校が多く、逆に企業との信頼関係の悪化や就職できる生徒とできない生徒の格差のひろがりを懸念する学校が多い。慣行の変更に対する態度は、学校の創立年や伝統校か新設校による違いは見られない。

将来の人生設計に関する高校生の意識 ——そのアンビヴァレントな現実——

玄田有史

(東京大学社会科学研究所)

佐藤香

(東京大学社会科学研究所)

高校卒業生の意識からみると、その人生設計は、一見、相異なる価値観が共存するアンビヴァレントなものである。たとえば、高校生の多くはフリーターに対して、厳しい就職事情によるものであると評価する一方で、実際に選択した本人の気力のなさも感じている。と同時に自分もフリーターになるかもしれないという危機感も強い。進学についても、就職がうまくいかなかつたための進学は少ないものの、進学が有利に働くことを期待している面もある。親との同居は家事や収入の負担が少なくてラクだと考えながら、将来的には親元から独立することを考えている。家庭観についても、男性が家族を養い、女性は育児のため就業を中断するという伝統的意識も強い反面で、男性も積極的に家事や育児に参加すべきであり、女性も30歳時点では正社員として働いていたいという意識も強い。今回の調査の特徴として、こうした相反した意見が共存することが多いという点をあげることができる。

1. はじめに

近年の社会変化は、若年者の将来設計に対して大きな打撃を与えている。就職問題ひとつをとっても、長引く経済不況によって全体的な若年雇用労働市場が縮小しただけでなく、新規学卒一括採用といわれる雇用慣行が変化したために若年者の就職が以前と比較して厳しくなっただけでなく、中高年と比較しても厳しい環境におかれているといえるだろう。そうしたなかで、若年者の中には将来にかんする「曖昧な不安」が広がっているといわれている。

それでは、若年者自身が描いている将来設計はどのようなものなのだろうか。この点を調査データから明らかにしてみよう。本稿で扱う将来設計は、具体的には次の2つを意味する。第一は進路を含めたキャリアにかんする将来設計である。第二は家庭にかんするもので、家族との関係、親との同居についての意識および結婚観を含む。ここでは、何歳でのどのようなライフステージを迎えたいかのかについてもふれることとしよう。

本稿では、以上のような将来設計にかんする意識について、おもに単純集計表をもちいて、その結果を概観していく。調査では意識だけでなく、高校生活や家庭でのさまざまな活動についても質問しており、それらにかんするデータや、意識の詳細、活動と意識の関連などについては、他の各章における分析を参照していただきたい。

2. キャリアにかんする将来設計

2.1 卒業後の進路予定

回答者全体の進路予定の分布を図1に示した。就職、専門・各種学校、四年制大学、浪人がほぼ同率で20-23%となっている。進路未定などの「その他」は6%で、それほど多くはない。今回の調査のように、さまざまな地域や高校を含めたサンプリングの場合、特定の進路に偏る傾向はみられず、うえあげた4つの進路に均等に分布するようである。

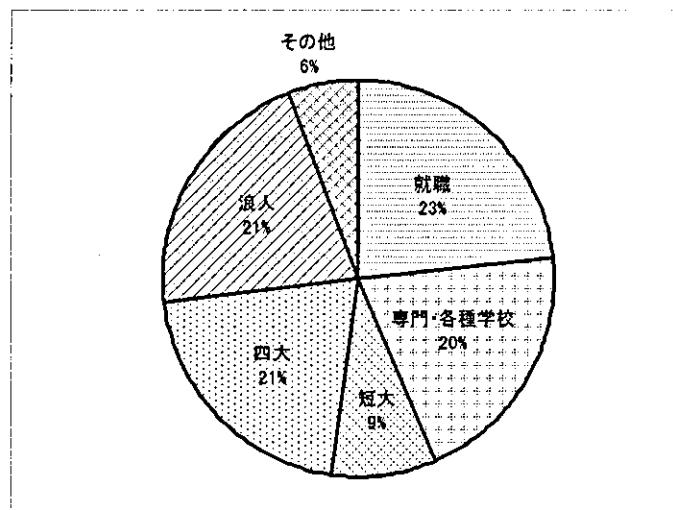


図1 高校卒業後の進路

2.2 希望進路の変化

表1は、高校1年から高校3年8月頃までの4時点について、それぞれの時点でどのような進路を希望していたか、その分布を示したものである。

表1 高校入学時からの希望進路(%)

希望進路	高校1年	高校2年	高校3年4月	高校3年8月
就職	16.1	17.8	21.2	23.5
専門・各種学校	13.4	16.3	17.6	18.8
短大進学	4.2	5.7	6.8	7.8
大学進学	40.6	41.9	43.1	43.7
フリーター	0.5	0.7	0.8	1.0
迷っていた	6.9	10.2	7.2	2.8
考えていなかった	17.0	5.8	1.8	0.5
その他	0.6	0.6	0.6	0.7
無回答	0.7	1.0	1.0	1.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

高校1年の頃は、「進路に迷っていた」が6.9%、「考えていなかった」が17.0%と、およそ4人に1人が希望する進路を決めかねている。2年になると、「考えていなかった」は5.8%と大きく減少するものの、逆に「迷っていた」の割合は、1年次よりもさらに増えて10.2%となっている。

ただし、3年になると「迷っていた」は4月頃で7.2%、8月には2.8%と減少し、「考えていなかった」は8月には0.5%と、ほとんどすべての3年生が進路について考えるようになっている。フリーターを希望する割合は、1年生から3年生の8月を通じて、一貫して1%を下回っており、フリーターを自ら進路として望む場合は、きわめて例外的である。

2.3 就職希望者の内定がもらえない理由

調査では就職希望者のうち内定が未定の高校生に対して、その内定が得られない理由を複数回答でたずねた。図2に示した結果をみると、「希望する職種の求人が少ないのである」が54.2%と最も多く、それに次いで「求人数自体が少ないのである」が36.0%と高くなっている。

さらには「自分が特定の仕事にこだわっているから」が28.8%、「会社の面接試験でうまく答えられないから」も23.3%と、多くなっている。内定の拡大には労働市場における需給環境の改善の他、就職に関する本人の適正の見極めや面接の受け方の指導など、個別の就職指導が重要であることを物語っている。

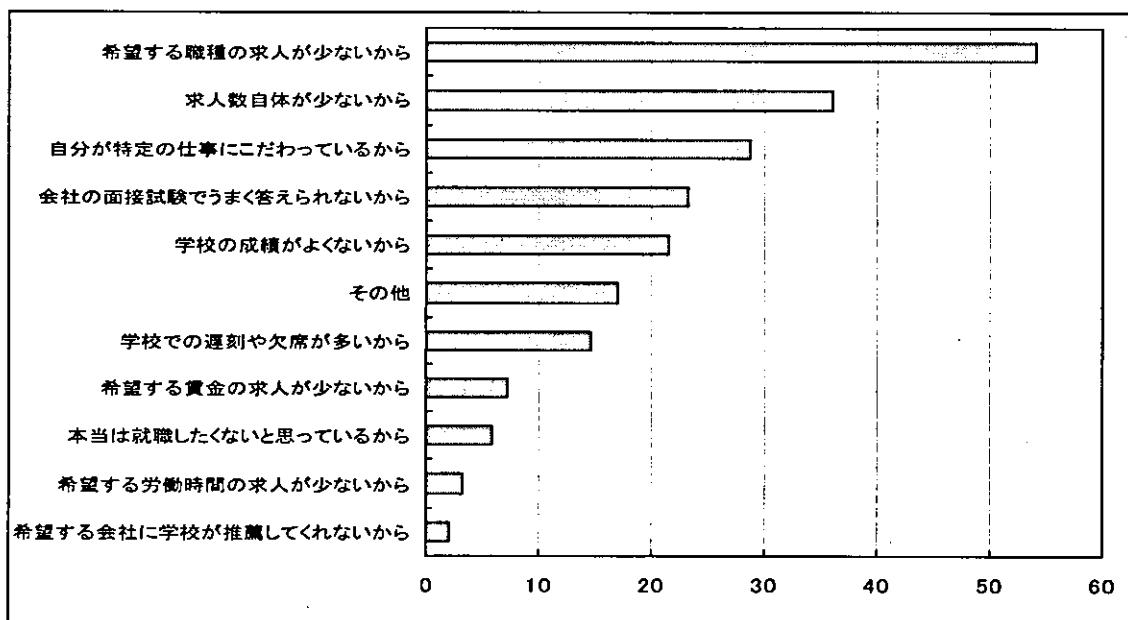


図2 まだ内定がもらえない理由（就職希望者の複数回答、%）

2.4 進学と就職の代替性

高校卒業時点での就職環境が厳しくなったことを原因として進学を選択するという傾向は強まっているのだろうか。この点についてみてみよう（図3）。

進学先について「いい就職先がなかったから」という選択肢に、「とてもあてはまる」は3.7%、「ややあてはまる」は6.0%と、それほど多いとは言えない。「就職試験に失敗したから」について、「とてもあてはまる」が1.3%、「ややあてはまる」が1.4%と、こちらも少数である。

このように高校時点で就職が困難であったことを直接的な原因として進学を希望する割合は高くないものの、進学が就職に有利につながるという期待は強い。「進学したほうが就職に有利だから」というのに「とてもあてはまる」は 34.1%、「ややあてはまる」も 37.1% と、およそ 7 割が就職に有利に働くことを期待して進学を希望している。

また高校時点で就職の具体像を決めきれず、そのために「まだ就職したくなかったから」という意識で進学を希望する割合は、「とてもあてはまる」が 14.4%、「ややあてはまる」が 22.7% と、4 割弱になっている。

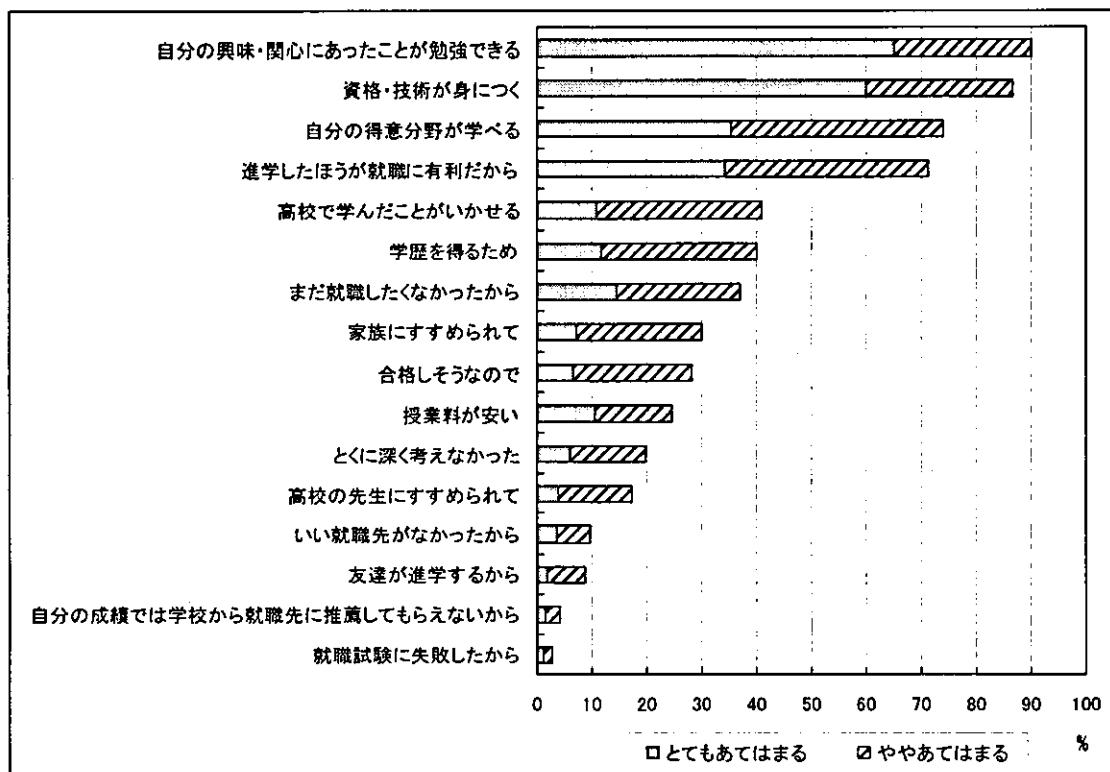


図 3 進学先について

2.5 フリーターを選んだ理由

今回の調査回答者 7563 名のうち、卒業後の進路予定がフリーターであると回答したサンプルは 2 % にあたる 151 名である。この 151 名に対してフリーターを選んだ理由をたずねた結果を図 4 に示した。「いい就職先がなかったから」という不本意型と「好きな仕事ならばフリーターでもかまわない」という希望優先型が、ともに 34.4 % と、最も多い理由となっている。

ただし、それに次ぐ理由として「進学する費用が高いから」も 33.1 % と高く、高校卒業後に正社員として就職を希望しながら叶わず、かといって進学によって就職を先延ばしにするだけの経済的な余裕が家計にない結果として、フリーターにならざるを得ないケースも少なくないと思われる。

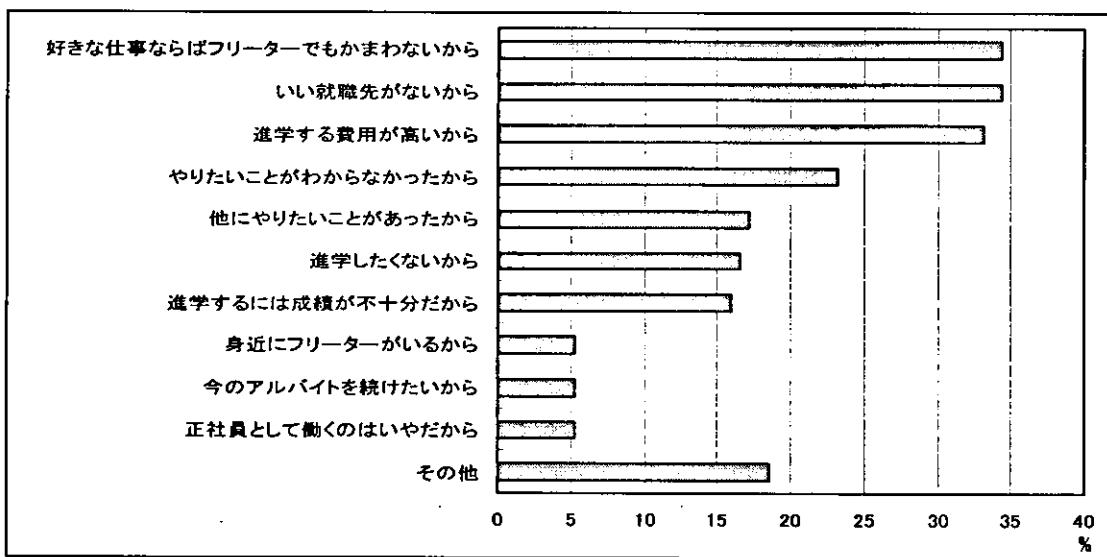


図4 フリーターを選んだ理由（複数回答）

2.6 アルバイトやパートでの生活に対する評価

うえでみたように、自分自身がフリーターを選択している高校卒業生は決して多くはない。けれども、進学もせず正社員として就職もせず、結果的にアルバイトやパートで生活しているフリーターが増加している現実は、彼ら／彼女らも認識していると考えられる。それでは、こうしたフリーターという生きかたについて、彼ら／彼女らはどのように評価しているのだろうか。

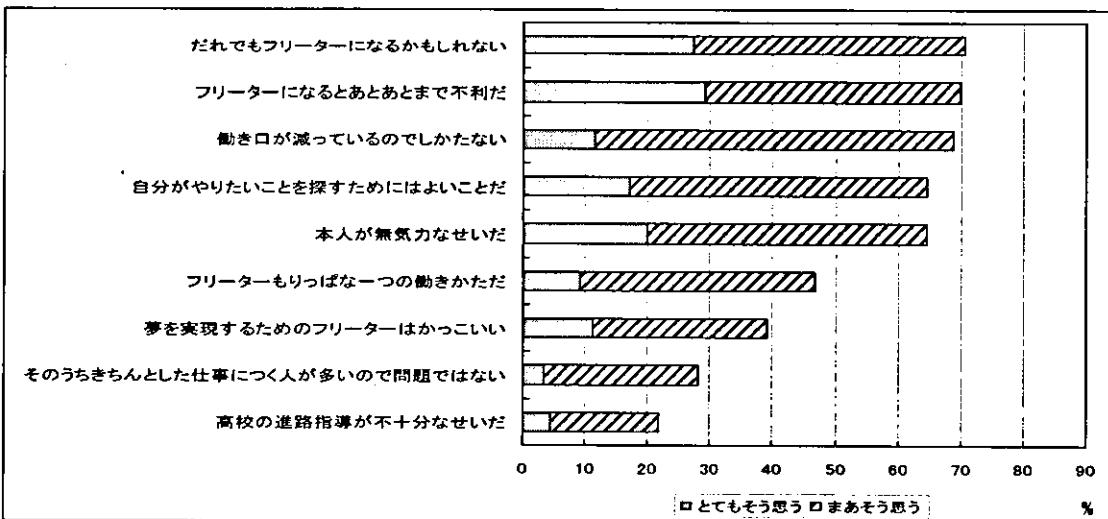


図5 アルバイトやパートで生活することについて

調査では、こうした生き方にかんして9つの質問を用意し、それぞれについて4段階で評価してもらった。図5には「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した比率を示してある。

非正社員としての生活を「働き口が減っているのでしかたがない」に、「とてもそう思う」「まあそう思う」があわせて 68.7% と、その選択が就業環境の厳しさによってもたらされたという認識は強い。さらには「自分がやりたいことを探すためにはよいことだ」という意見への賛成（「とてもそう思う」と「まあそう思う」の和、以下同様）も、64.6% と高く、その選択に好意的な意見も多い。その一方で「本人が無気力だ」という意見への賛成も 64.5% にのぼっており、すべての非正社員の選択を肯定的に捉えているわけではないこともうかがえる。

このようにフリーターを選択することへの評価は分かれものの、フリーターの将来に対する厳しさの認識では共通している。「フリーターになるとあとあとまで不利だ」に賛成は 69.7% であり、「そのうちにきちんとした仕事につく人が多いのでたいして問題ではない」に賛成は 28.0% と少なくなっている。さらに、フリーターとしての厳しい将来を、多くは他人事と思っていない。「だれでもフリーターになるかもしれない」という認識への賛成意見は 70.5% と、7 割に達している。

2.7 将来のキャリア観

キャリアについては、どのように考えているのだろうか（図 6）。「どんな仕事をしたいのかよくわからない」という意見に肯定的（「とてもあてはまる」「ややあてはまる」の合計）は、37.4% と、4 割弱が将来の就業希望を決めかねている。では現時点で希望を見つけるべきだと考えているのかといえば、「自分のやりたい仕事をしぶるのはまだ早いと思う」に肯定的なのは 38.9% と、やはり 4 割弱にとどまる。「自分の進路について今も悩んでいる」に同意する割合も、41.4% に達している。

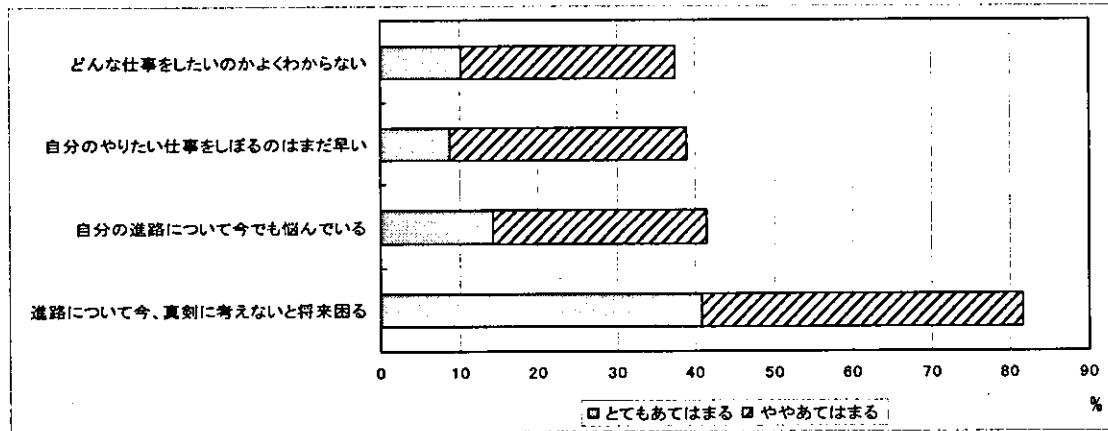


図 6 キャリア観

将来の希望について 4 割が決めかねている現実に対し、「進路について今、真剣に考えないと将来困ると思う」に同意する人たちは多く、81.5% に達している。そのなかで「10 年後の目標がある」と答える割合が 46.0% ある反面、「社会でやっていけるか不安だ」という割合は 75.7% に達している。

希望がみつからないなか、現時点で将来を考えておかなければならぬというプレッシャーを受け、そのなかで将来への不安を増幅させているというのが、多くの高校生にとって、現実のようである。

自分が大切にしていることのうち、「安定した仕事につくこと」の重要性を訊いたところ、過半数の 52.1%が「とても大切にしている」と答え、「少し大切にしている」と合わせると、実に 87.8%と圧倒的多数が、安定した仕事に就きたいと考えている。

3. 家族との関係——家族観・結婚観

3.1 将来や進路に関する家族との話し合い、家族の態度

前節で高校卒業生の将来設計をみてきたが、若年者が将来を設計する際には、直接／間接を問わず、家族から何らかの影響を受けると考えることができる。ここでは、直接的な影響についてみておくことにしよう。

家族とあなたの将来について話し合うかについて、「まったくない」と答える割合が 12.4%存在する。特に男性について、「まったくない」と答える割合が 15.0%と高い。また進路に対する家族の態度として「あなたにすべてをまかせて口出しをしない」が 17.2%、「あなたの生活態度や進路について関心がない」も 2.4%にのぼる。子どもの進路に対して消極的な関与にとどまる家庭が 2 割程度存在することになる。なお、フリーターとして生活することに対して家族が「望んでいない」と答える割合は、65.4%であり、これを高いと考えるか低いと考えるかは、判断の分かれるところだろう。

3.2 親との同居志向

親との同居にかんする意見を図 6 に示した。「家事を親にしてもらえるので楽だ」という意見への賛成は、60.2%にのぼる。「生活費がうくので、好きなことに使えるお金が増えて得だ」の賛成は 50.7%、「子どもとの同居を親もよろこぶのでよいことだ」の賛成も 33.6%と、現時点での親との同居を、肯定的に捉える意見も少なくない。

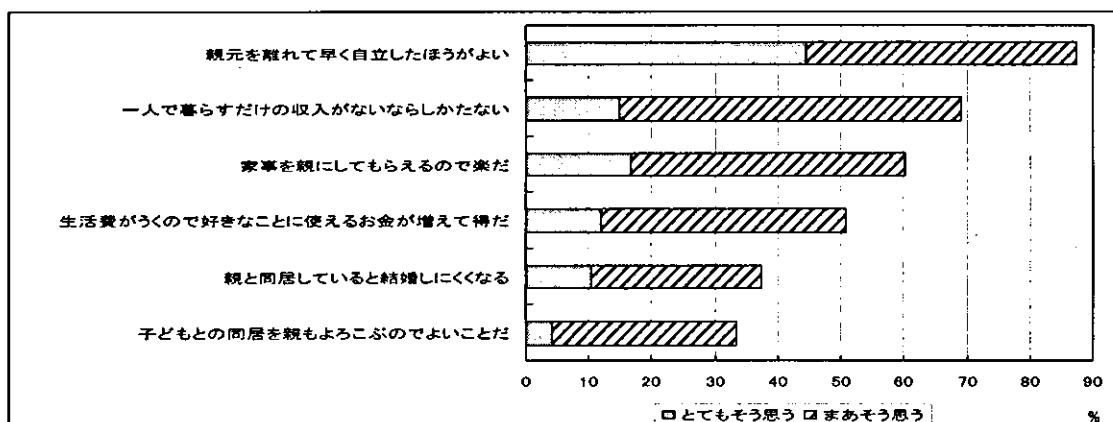


図 7 親との同居について

ただし、かといって、将来に渡って親との同居を希望し続けているのかといえば、そうではない。「親元を離れて早く自立したほうがよい」への賛成意見は、87.4%に達していることも事実である。

3.3 結婚観・性別役割分業意識

晩婚化・少子化が進むなかで、高校卒業生はどのような結婚観をもっているのだろうか。調査では、女性の仕事と結婚のありかたについて、どのようななかたちが望ましいかをたずねたうえで、男性はどのような役割を担うべきであると考えているのかを質問した。

表2 結婚観(%)

仕事をせず、結婚して家庭に入る	1.3
結婚したら仕事をやめて、家庭に入る	4.2
子どもができたら仕事をやめて、家庭に入る	7.3
子供ができたらいたんやめ手がかからなくなったらまた始める	42.3
結婚して子どもができるまで仕事をつづける	24.3
結婚しても子どもをつくらず、仕事をつづける	1.4
結婚しないで仕事をつづける	2.2
その他	1.4
わからない	12.1
無回答	3.3
合計	100.0

表2には、女性の仕事と結婚についての質問に対する回答を示した。もっとも多いのは男性でも女性でも「子どもができたらいたんやめ手がかからなくなったらまた始める」であり、男性では36.2%、女性では48.2%に達している。「結婚して子どもができるまで仕事をつづける」は男性で22.1%、女性でも26.5%にとどまるなど、高校生のあいだで、将来的に家庭と仕事を両立させることの意識は必ずしも支配的であるとはいえないようだ。

また家庭についての保守的意識も根強く、「男性が家族を養うべきだ」に男女計では76.8%が「とてもそう思う」または「まあそう思う」と答えている。ただし、その答えには男女では開きもみられ、男性では82.7%に対し、女性では71.4%となっている。

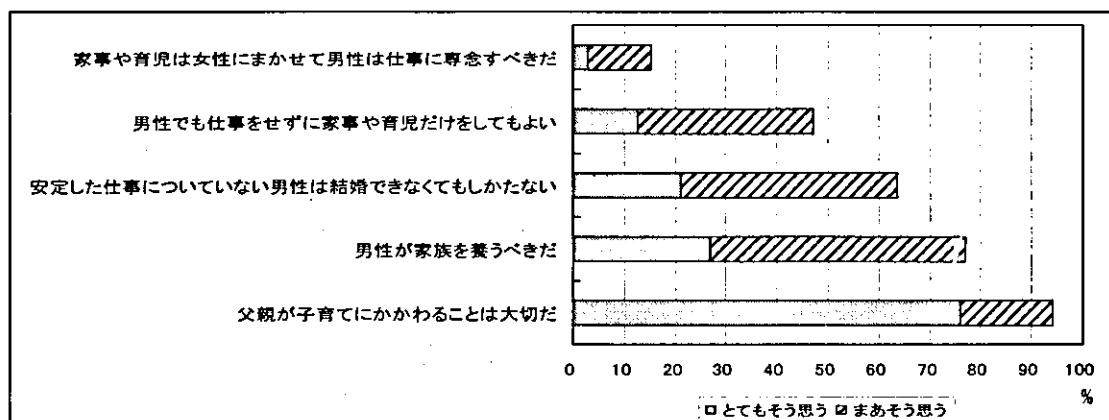


図8 性別役割分業意識

一方で、伝統的家庭観にも確実な変化が見られる部分もある。男性のありかたにかんする質問的回答は図8に示してあるが、ここにあるように、「家事や育児は女性にまかせて男性は仕事に専念すべきだ」に「そう思う」「まあそう思う」と同意するのは、男性でも20.8%、女性では10.2%にすぎない。「父親が子育てにかかわるのは大切なことだ」に「そう思う」「まあそう思う」と同意するのは、男性で91.5%、女性で97.0%にのぼっている。

3.4 30歳頃の働き方

彼ら／彼女らは、調査時点では17・18歳の年齢である。30歳はまだまだ遠い先のことにしか思えないかもしれないが、その頃にはどのような働きかたをしてみたいと考えているのだろうか（表3）。

表3 30歳頃の働きかた

	男性	女性	男女計
正社員として働きたい	64.4	54.0	59.0
自分で事業を起こしたい	11.7	5.9	8.7
親の家業をつぎたい	1.4	0.5	1.0
独立して一人で仕事をしたい	10.2	10.0	10.2
アルバイトやパートで働きたい	0.2	4.9	2.6
専業主婦・主夫になりたい	0.4	13.8	7.2
その他	1.8	1.8	1.8
わからない	6.3	7.3	6.8
正社員でもアルバイト・パートどちらでもよいので働きたい	0.1	0.0	0.0
無回答	3.4	1.8	2.6
合計	100.0	100.0	100.0

30歳時点では「正社員として働きたい」が最も多く、男性で64.4%、女性で54.0%になっている。「アルバイトやパートで働きたい」は、男性で0.2%、女性でも4.9%と、限定期的である。独立志向として「自分で事業を起こしたい」は男性で11.7%、女性で5.9%である。仕事をせずに「専業主婦・主夫になりたい」は、男性で0.2%、女性で13.8%となっている。

3.5 時期でみた人生設計

正規の仕事を始める時期として最も多いのは22～25歳であり、全体の86.5%が25歳までに正社員としての就業を始めることを考えている。また、親とちがうところに住むのは、高校を卒業した18～21歳のうちに独立を考えている割合が最も多く、25歳までにおよそ8割が親元から離れることを考えている。

結婚については女性では22～25歳でと考えている割合が最も高いのに対し、男性では26～29歳が最も多くなっている。一方で男女とも1割弱が結婚について「そうするつもりはない」とも答えている。子どもを持つ時期については、男女とも26～29歳が最も多くなっており、全体の4割を超えており、反対に子どもを持つことに対して「そうするつもりはない」と答える割合も、男性で10.9%、女性で11.4%に達している。

4. まとめにかえて

以上、単純集計を中心として、高校卒業生の将来設計についてみてきた。現代の高校生の人生設計は、いっけんすると相異なる価値観が共存する、まさにアンビヴァレント（どっちつかず）の意識のなかにあるようだ。

たとえば、高校生の多くはフリーターという生き方に対して、就職事情の厳しさによる不可避な現実という評価もありながら、同時に実際に選択した本人の気力のなさを感じている。ただし、フリーターという生き方を肯定してはいないものの、一方で誰でもフリーターになるかもしれないという危機感も強い。つまりは自分自身も、厳しい就職環境のなかで気力を失い、望まないフリーターになる可能性は十分にあり得ると認識しているということなのだろう。

高校卒業後の進学についても、就職がうまくいかなかったから進学するというケースはけつして多くないものの、一方で進学が有利に働くことを期待している面もある。親との同居は家事や収入の負担が少なくてラクだという意識がある一方で、将来的には親元から独立することを多くは考えている。家庭観についても、男性が家族を養い、女性は育児のために就業を中断するものという伝統的な意識も強い反面、男性も積極的に家事や育児に参加すべきであり、女性も30歳時点では正社員として働いてみたいという意識も強い。

これらの意識が現代の高校生に特有なものであるかどうかはわからないが、将来の状況に対して、肯定的な意見と否定的な意見が共存することが多いのは、調査結果の単純集計結果に示された特徴の一つであるように思われる。

自分の人生設計や進路について、将来を真剣に考えることの必要性をほとんどが認識し、高校3年の夏にはほとんどが具体的な進路希望を決定している。ただ、全体の半数近くが10年後の明確な目標を持つ一方で、およそ4割は「どんな仕事をしたいのかよくわからない」「自分のやりたい仕事をしぶるるのはまだ早いと思う」「自分の進路について今も悩んでいる」という本心もちらつかせる。その結果として、将来を真剣に考えながらも、高校生の4人に3人に社会でやっていけるか不安だという意識が広がっている。

総じて、現代の高校生は現実の厳しさをよく認識、将来について考えることを放棄しているわけではないという印象が強い。ただしその真剣に考えることによって、将来への不安が解消されているわけではなく、多くが将来への不安を抱えながら生きているという姿が想像できる。

労働のセーフティーネットを使いこなすためには何が必要か ——労働者の権利に関する理解に着目して——

佐藤博樹

(東京大学社会科学研究所)

高橋康二

(東京大学大学院人文社会系研究科博士課程)

若者の就業問題に対応するため、卒業後を含め、若者たちにキャリア・カウンセリングや職業訓練を実施し、就業意識や職業能力を高め、就業可能な労働者として労働市場に送り出すための仕組みが整備されつつある。こうした取り組みも重要であるが、同時に、若者が労働市場において自分の意欲や能力を活かせる働き方を実現するためには、労働にかかる法的な知識を身につけることが不可欠である。例えば、労働基準法に関する知識があれば、残業したにも関わらず割増賃金の支払いがない場合、それを請求することが可能となる。こうした問題関心から、本稿では、卒業前の高校生を取り上げ、労働者の権利に関する理解状況を確認するとともに、権利の理解度を規定する要因を明らかにし、権利に関する理解度を高めるためにどのような取り組みが必要となるかを検討する。

1. はじめに

近年、学校卒業後に有期契約のアルバイトの仕事に従事したり、フルタイム勤務の仕事に従事しても短期間で離職・転職を繰り返したりする者や、学校を卒業しても無業となる者などが増加する傾向にある。こうした若者の就業問題に対応するため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、内閣府の4府省は、2003年に「若者自立・挑戦プラン」を策定した。2004年には、その一環として、若者の就職を促進するために、キャリア・カウンセリング、職場体験、職業紹介、就職後のフォローアップなど一貫したサービスをワン・ストップで提供する「ジョブ・カフェ」を全国に順次設置し、さらに企業における実務訓練(OJT)と教育訓練機関における座学(Off-JT)を並行的に実施する「日本版デュアルシステム」を導入するなど、行政、企業、教育訓練機関の連携による若年就業支援策が本格化しつつある。具体的な施策は多岐にわたるが、これらが目指しているのは、若者たちにキャリア・カウンセリングや職業訓練を実施し、就業可能な労働者として労働市場に送り出すことにある。

もちろん、これらの取り組みにはそれなりの意義があるが、学校や行政に求められているのは、意欲や能力の面で就業可能な労働者を育てることだけではない。特に、学校卒業前の生徒たちに対しては、これから労働者として働く上で必要な、自分の身を守るために法的知識を備えさせることが、意欲や能力の育成に劣らず重要な課題と考える。

元来、労働市場において、労働者と使用者は対等な存在である。しかし、現実には労働者は、使用者に比べて交渉力や知識が大きく劣ることが少くないため、自由な取引にまかせていては労働者が一方的に不利益をこうむることになる。そこで、労働法によって「市場取引における弱者としての労働者」を保護する必要が生じるのである⁽¹⁾。戦後日本では、憲法による労働三権の保障、労働組合法や労働基準法の制定、さらに男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の施行など労働法制が飛躍的に拡充され、労働者は、労働市場においてさまざまな保護や権利を受けられるようになった⁽²⁾。その意味で、今日の労働市場には、幾重にもセーフティーネットが張りめぐらされているといえる。

しかし、単にセーフティーネットが存在するだけでは、労働者の権利は守られない。労働者自身が自分の権利について正しく理解していないければ、労働市場で不利な扱いを受けた時に、それが違法であることに気づき、改善していくことができないからである。労働市場において弱い立場にある労働者が、その意欲と能力を十全に発揮していくためには、労働者の権利について正しく理解し、それを具体化していくことが不可欠なのである。このことはアルバイト、パートといった非正社員の形態で働く人々において、特にあてはまる。労働組合に組織され、制度化された労使交渉のなかで労働条件が決定されることが多い正社員とは異なり、非正社員として働く人びとは、労働組合に組織されている者がきわめて少なく、使用者との個別の交渉によって労働条件が決定されることが主となるため、自分が労働者の権利について正しく理解していないと、不利益をこうむる可能性が高いのである。正社員であっても労働組合組織率の低下を背景に、以前よりも、自分で自己の権利を守ることの必要性が高くなっている。

だが、ここで注意すべきデータがある。NHK 放送文化研究所は、5年に一度行なわれる「日本人の意識」調査において国民の権利についての知識を調べている。そのなかの憲法に定められた「団結権」についての知識をみると、1973年には39%の国民が正しく理解していたのに対し、調査を行なうごと理解度が低下し、2003年には正しく理解している者はわずか20%にまで減少している⁽³⁾。労働に関するもっとも基本的な権利のひとつが、空洞化しつつあるのである。このことは、団結権に限らず、セーフティーネットがあるにもかかわらずそれを使いこなせる者が減ってきている可能性を示唆する。

本章では、このような状況に鑑み、高校卒業前の生徒の、労働者の権利に関する理解状況に着目する。まず、第2節にて、高校生が労働者の権利を正しく理解しているかどうか、その理解状況にどのような問題があるのかを確認した上で、第3節にて権利の理解度の規定要因を明らかにし、最後に、第4節にて、権利の理解をひろめるために何が必要かを論じる。

2. 権利の理解状況と問題点

高校生は法律に定められた労働者の権利をどのくらい理解しているのだろうか。本節では、労働者の権利に関する高校生の理解状況を確認し、類似の問題をめぐる既存の労働者調査と比較した上で、高校生の理解状況にどのような問題があるのかを明らかにする。

2.1 高校生の理解状況

権利の理解度を測る指標として用いるのは、「アルバイトでも労働組合を作れるか（アルバイト労働組合）」「残業したら残業手当を要求できるか（残業手当）」「働く人は必ず一定以上の賃金をもらえるか（最低賃金）」「アルバイトでも有給休暇を認められるか（アルバイト有給休暇）」という4つの問題である。生徒票・問14では「次のなかで、働く人の権利や義務について法律で決められているものはどれだと思いますか」としてこれらの問題を含むいくつかの文章を提示し、それぞれについて「決められている」「決められていない」「わからない」のいずれかで回答させている。「アルバイトでも労働組合を作れる」「残業したら残業手当を要求できる」「働く人は必ず一定以上の時給をもらえる」の3つは「決められている」が正答であり、「アルバイトは有給休暇を認められない（アルバイト有給休暇）」は「決められていない」が正答である。

表1に、それぞれの設問の回答状況を示す。正答率（および誤答率）は、「アルバイトでも労働組合を作れる」が12.3%（47.6%）、「残業したら残業手当を要求できる」が81.1%（10.3%）、「働く人は必ず一定以上の時給をもらえる」が64.4%（20.5%）、「アルバイトは有給休暇を認められない」が40.6%（34.5%）である。正答率の高さでみても、誤答率の低さでみても、「残業手当」がもっとも理解度が高く、以下、「最低賃金」「アルバイト有給休暇」「アルバイト労働組合」の順に理解度が低下していくことがわかる。

表1 権利の理解状況（回答分布）(単位%、Nは実数)

設問文	N	決められて いる	決めら れて いない	わから ない	合計	根拠となる法律
アルバイトでも労働組合を作れる	7455	12.3	47.6	40.2	100.0	憲法、労働組合法
残業したら残業手当を要求できる	7460	81.1	10.3	8.6	100.0	労働基準法
働く人は必ず一定以上の時給をもらえる	7448	64.4	20.5	15.2	100.0	最低賃金法
アルバイトは有給休暇を認められない	7455	34.5	40.6	24.8	100.0	労働基準法

注：網掛は正答、下線は誤答。

正答率がこのような順序になる理由としては、上位2つの「残業手当」「最低賃金」がいずれも賃金というよりもっとも重要で身近な事柄に関する設問であること、また、上位2つの「残業手当」「最低賃金」が労働者の権利についての一般的な設問であるのに対し、下位2つの「アルバイト有給休暇」「アルバイト労働組合」が「アルバイトでも～できる」という限定つきの設問であり、設問として難易度が高かったことが影響していると考えられる。

次に、労働者の権利についての全体的な理解度を確認するため、それぞれの設問について正答であれば1点、誤答および「わからない」であれば0点を与えて4つの設問の合計点を求めた（表2）。合計点は最小0点から最大4点まで分布しており、平均は1.98点である。もっとも多いのは2点で全体の40.0%を占めている。また、4点（全問正答）はわずか3.8%であるのに対し、0点（正答なし）が7.2%いる。ここから、高校生の多くが労働者の権利を必ずしも十分に理解しないまま卒業していることがわかる。

表2 権利の理解状況（合計点）(単位%、Nは実数)

	N	0点	1点	2点	3点	4点	合計	平均
4問の合計点	7416	7.2	21.9	40.0	27.1	3.8	100.0	1.98点

権利の理解度が生徒の基本的な属性によってどのように異なるのかをみたのが、図1である。男女別にみると、男子が2.00点、女子が1.96点であり、男子の方がやや理解度が高い（ $p=0.064$ ）。また、学科別にみると、普通科と工業科が2.00点でもっとも高く、以下、商業科が1.95点、その他の学科⁽⁴⁾が1.92点となっている（ $p=0.121$ ）。必ずしも統計的に有意な差ではないが、普通科、工業科の生徒はやや理解度が高く、それ以外の学科の生徒は理解度が低い傾向がある。

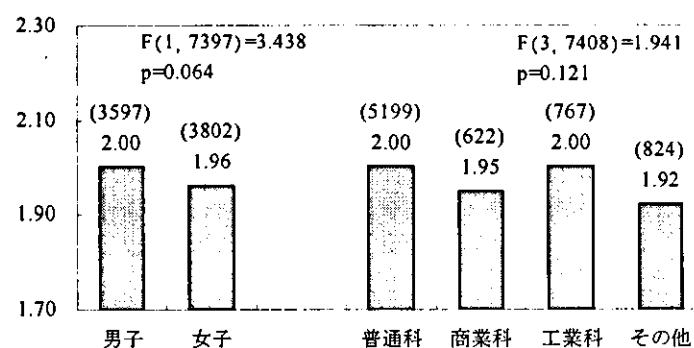


図1 男女別、学科別、権利の理解度

注：（ ）はN。

2.2 労働者調査との比較

高校生の多くが労働者の権利を必ずしも十分に理解しないまま卒業していることがわかったが、それでは高校生の理解度は本当に「低い」のだろうか。そこで、連合総合生活開発研究所が労働者に対して行なった『第5回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査』⁽⁵⁾（労働者調査）の結果と比較する。

表3は、今回の調査（高校生調査）と労働者調査の結果を対照させたものである。ここ

から、2つのが読み取れる。第一に、労働組合に関する設問については、高校生調査の方に「アルバイトでも」という限定がついているため、高校生の方が正答率が低くなっている（高校生 12.3%、労働者 43.8%）。また、残業手当に関する設問については、労働者調査の方に「割増」という限定がついているため、労働者の方が正答率が低い（高校生 81.1%、労働者 39.9%）。このように、高校生であれ労働者であれ、限定つきの設問であれば正答率が低く、一般的な設問であれば正答率が高くなる傾向がある。第二に、内容がほとんど同じである最低賃金に関する設問についてみると、高校生の方が正答率が高い（高校生 64.4%、労働者 54.6%）。（なお、有給休暇に関する設問については、高校生調査では「アルバイトでも」、労働者調査では「年間最低 10 日以上の」という異なる限定がついているため、比較は難しい。）

このように、ワーディングや設問の形式が異なる⁽⁶⁾ため厳密な比較とはいえないが、全体的にみて、高校生の理解度が労働者と比べて必ずしも「低い」とはいえないことがわかる。

表3 今回の調査（高校生調査）と労働者調査

	高校生調査		労働者調査	
	権利の内容	正答率	権利の内容	正答率
①労働組合	アルバイトでも労働組合を作れる	12.3%	労働組合を作れる	43.8%
②残業手当	残業したら残業手当を要求できる	81.1%	残業した場合に賃金の割増を要求できる	39.9%
③最低賃金	働く人は必ず一定以上の時給をもらえる	64.4%	国で決められた最低賃金以上の賃金をもらえる	54.6%
④有給休暇	アルバイトでも有給休暇を認められる	40.6%	年間最低 10 日以上の有給休暇を請求できる	33.4%

2.3 問題点 —知識を必要としている者ほど知らない—

とはいえる、労働者の権利に関する高校生の理解状況に問題がないわけではない。以下、進路別の権利の理解度を分析する（図2）。

まず、卒業後の進路を「進学」「正社員内定」「正社員未内定」「フリーター、未定」に4分し、それぞれの理解度の平均点を求める、「進学」である者の理解度が 2.02 点と最も高く、以下、「正社員内定」が 1.92 点、「正社員未内定」が 1.82 点、「フリーター、未定」が 1.76 点と、順に低下していくことが分かる ($p=0.000$)。卒業後すぐに就職する者の方が進学する者よりも理解度が低く、また、就職する者のなかでも、まだ内定を貰っていない者、フリーターなど不安定な労働条件の下で働くことが予想される者ほど理解度が低いのである。

次に、「正社員内定」者について、就職先企業の規模、就職先企業に対する満足度別の理解度をみる。規模別にみると、「大企業」が 2.02 点、「中企業」が 1.97 点、「小企業」が 1.90

点、「公務員」が1.83点、「わからない」が1.75点である($p=0.011$)。一般的に労働条件が低い小企業に就職する者、就職先企業の規模が「わからない」など企業情報を十分に収集していない者の理解度が低い。満足度別にみると、「非常に満足」している者が1.95点であるのに対し、「まあ満足」が1.91点、「少し不満」が1.89点、「非常に不満」が1.87点と、不満が強まるにつれて理解度が低下する($p=0.873$)。統計的に有意な違いではないが、就職先企業に不満を持っており、今後転職や失業を経験する可能性が高い者ほど理解度が低い傾向がある。

このように、進学者に対し就職者ほど、また、就職する者のなかでも特に不安定・不利な労働条件の下で働いたり、今後の職業生活で転職や失業を経験する可能性が高い者ほど、労働者の権利を理解していないのが現状である。労働者の権利に関する高校生の理解状況には、「知識を必要としている者ほど知らない」という大きな問題点がある。

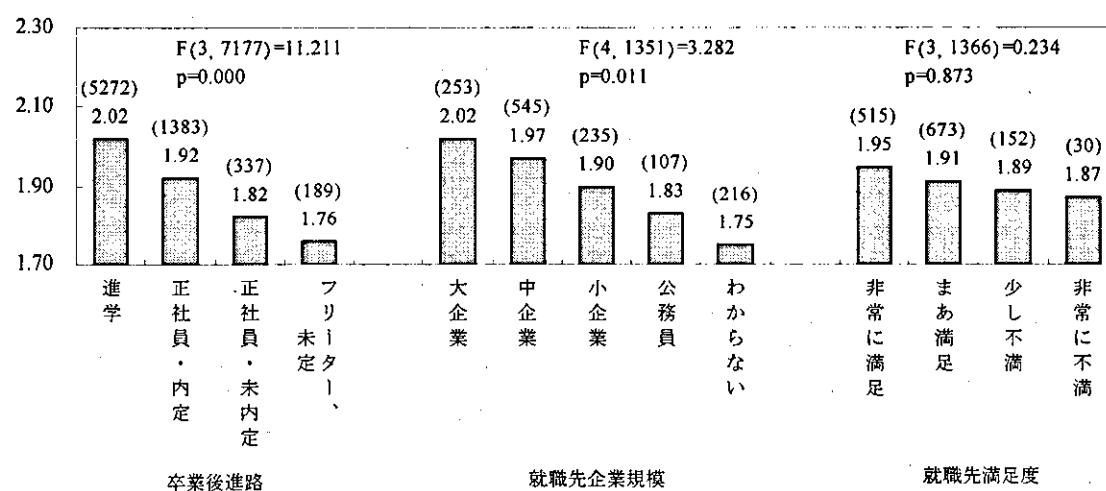


図2 進路別、労働者の権利の理解度

注1: () はN。

注2: 「就職先企業規模」および「就職先満足度」は、正社員内定者のみ。

3. 権利の理解度の規定要因

それでは、なぜ「知識を必要としている者ほど知らない」という状況が生まれるのであろうか。また、このような現状を改めるためには、どのような対策が必要であろうか。本節では、これらの問い合わせにこたえるため、権利の理解度の規定要因を探る。

3.1 学力

労働者の権利の理解度に大きな影響を与えると予想されるのが、学力である。高校の政治・経済や現代社会の授業において、憲法の団結権、労働基準法の賃金・休暇に関する規

定、最低賃金法などに触れることがある。よって、学力が高い者ほどその内容をよく理解しているだろう。また、これらの科目を選択していない場合であっても、学力の高い者であれば、中学校の公民や歴史の授業で学んだ労働者の権利に関する包括的な知識を応用して、該当の設問について正答を導き出せる可能性が高いだろう。そこで、学力が高い者ほど労働者の権利の理解度も高いという仮説を設定する。

学力をあらわす指標としては、本人が通う高校のランクと、本人の学内成績の2つをとりあげる。前者は、学校票・問1から求められる4年生大学進学率を、70%以上（上位校）、40%以上70%未満（中～上位校）、20%以上40%未満（中位校）、10%以上20%未満（中～下位校）、10%未満（下位校）に5分したもの用いる。後者は、生徒票・問20「高校でのあなたの今の成績はどのくらいですか」に対する5段階的回答を用いる⁽⁷⁾。

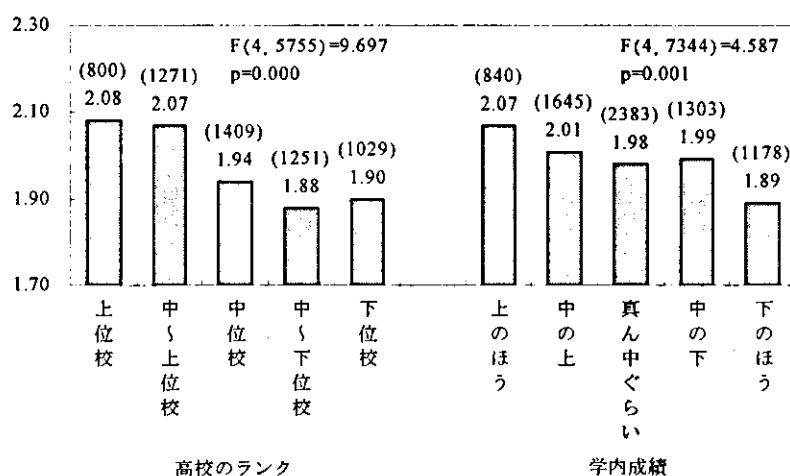


図3 学力別、権利の理解度

注：() はN。

図3は、これら2つの指標を用いて、学力別の権利の理解度をみたものである。高校のランク別の理解度をみると、上位校が2.08点、中～上位校が2.07点、中位校が1.94点、中～下位校が1.88点、下位校が1.90点となっている($p=0.000$)。中～下位校と下位校の順序が逆転していることを除けば、総じて、高校のランクが高いほど権利の理解度も高い。同様に、本人の学内成績別の理解度をみても、成績が「上のほう」が2.07点、「上の中」が2.01点、「真ん中ぐらい」が1.98点、「中の下」が1.99点、「下のほう」が1.89点であり($p=0.001$)、「真ん中ぐらい」と「中の下」の順序が逆転していることを除けば、やはり、学内成績が高いほど権利の理解度も高い。

このように、本人が通う高校のランク、本人の学内成績のいずれを指標にとっても、学力が権利の理解度に大きな影響を与えている。詳細は別稿に譲るが、高校生の進路は学力によって階層化されており、学力が低い者ほどフリーターになる可能性が高い⁽⁸⁾。フリーター予定者など、労働者の権利について知識を必要としている者ほど知らないという状

況を図2にて確認したが、その理由として、学力が進路と権利の理解度の両方に影響を与えていていることが指摘できる。

3.2 生活のなかでの知識獲得

高校生は、学校の授業を通じてだけでなく、自身の生活のなかで労働者の権利について知識を獲得することもあるだろう。以下、アルバイト、家庭での会話、テレビ・ビデオ視聴、課外活動の4つについて、その経験の多少と、権利の理解度との関係をみる。

3.2.1 アルバイト経験

アルバイト経験のある者は、自らの就業経験や職場の同僚との交流を通じて、労働者の権利について理解を深めることができるだろう。そこで、アルバイト経験のある者は、そうでない者より労働者の権利の理解度が高いという仮説を設定する。

とりあげる設問は、生徒票・問17である。そこでは、高校3年生の4月～7月に、アルバイトをどの程度していたかをたずねている。ここでは、この時期にアルバイトをまったくしていなければ「アルバイトをしていなかった」、少しでもしていれば「アルバイトをしていた」として、両者の権利の理解度を比べる（図4）。

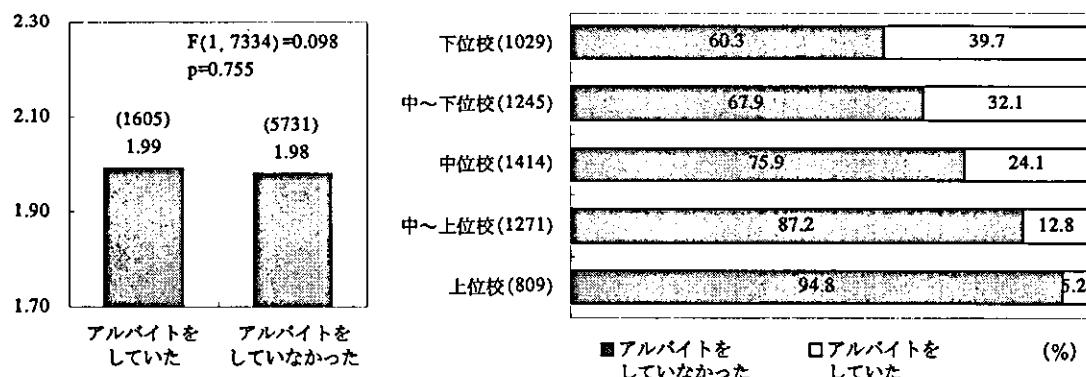


図4 アルバイト経験と権利の理解度

図5 高校のランクとアルバイト経験

注：図4、図5とも、() はN。

ここから、アルバイトをしていた者の理解度が1.99点、アルバイトをしていなかった者の理解度が1.98点であり、ほとんど差がないことがわかる ($p=0.755$)。アルバイト経験のある者の方が、そうでない者より権利の理解度が高いという仮説は、一見すると成り立たないように思われる。

しかし、ここで注意が必要なのは、学力とアルバイト経験とが強く相関していることである。図5は、高校のランク別に、高校3年生の4月～7月の時期におけるアルバイト経験の有無をみたものである。ここから、高校のランクが低いほどアルバイト経験率が高い